

【本人通知制度について】

◎必ずお読みいただき、表面の同意欄に署名してください。

1 本人通知制度とは

(1) 本制度は、住民票の写し、戸籍謄・抄本等（以下「住民票の写し等」という。）を第三者等に交付した場合、事前に登録された方（以下「登録者」という。）に対し、その交付の事実を通知する制度です。

登録を受け付けた日の翌日以後に第三者等に住民票の写し等を交付したときは、交付日から30日を経過した日以後に登録者に御嵩町住民票の写し等交付通知書（以下「通知書」という。）を送付します。

※第三者等からの住民票の写し等の請求があった場合に、交付を拒否したり、交付の可否についてお問い合わせをする制度ではありません。

(2) 次の請求は、通知の対象になりません。

ア 登録者本人、同一世帯員からの住民票の写しの請求

イ 登録者本人、その配偶者又は同じ戸籍に記載されている方、直系の尊属卑属からの戸籍関係証明書

ウ 国又は地方公共団体からの請求

エ その他町長が特別な理由による請求であると認めた請求

(3) 通知書では、次の事項をお知らせします。

ア 交付年月日

イ 交付証明書の種別

ウ 交付通数

エ 請求者の種別

※請求者の氏名、住所等の個人情報に記載されません。

※通知のあった交付請求について、御嵩町個人情報保護条例（平成16年条例第2号）の規定に基づき、交付請求書の開示請求を行うことができます。ただし、開示請求を行った場合でも法人の名称、特定事務受任者(*)の氏名等以外の第三者に関する個人情報については非開示となる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

*特定事務受任者とは、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士及び行政書士をいいます。

2 事前登録について

(1) 登録の申請受付は、役場の戸籍、住民票担当課となります。出張所では申請できません。

(2) 登録を希望する方は、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続をすることができない場合は、代理人により登録を申し出ることができます。

(3) 郵便又は信書便により登録を申し出ることができます。

(4) 住所異動又は戸籍の届出により登録事項に変更が生じた場合は、住所異動又は戸籍の届出とは別に、本制度における変更の届出が必要となります。また、変更の届出を行わなかったこと等により通知書が返戻された場合は、登録を抹消します。

(5) 登録の有効期間はなく、廃止の届出があるまで継続します。ただし、登録者が死亡した場合、失踪宣告を受けた場合、海外に転出した場合、住民票が職権消除された場合、住民票除票等が保存期間経過により廃棄された場合等は、登録を抹消します。

3 その他

(1) 登録事務等において、住民基本台帳、戸籍等の内容を確認する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

(2) 本制度は、住民票の写し等の不正取得による個人の権利及び利益の侵害を防止するとともに、住民票の写し等が第三者に交付された事実を知る権利を保障することを目的とする制度です。制度の趣旨を十分御理解いただき、制度の内容に同意の上、申請してください。